

第七十四回帝國議會  
衆議院

## 人事調停法案委員會議錄(速記)第十三回

會議  
昭和十四年三月八日(水曜日)午後一時三十  
八分開議

出席委員左ノ如シ

委員長 牧野 賤男君

理事古島 義英君 理事伊藤 五郎君

理事江原 三郎君 理事崎山 嗣朝君

一松 定吉君 齋藤 直橋君

山本 稔吉君 庄司 一郎君

山本 芳治君 石坂 繁君

長谷 長次君 中村 高一君

椎尾 辨匡君

本日ノ會議ニ上リタル議案左ノ如シ

三月四日委員田川大吉郎君辭任ニ付其ノ補

闕トシテ椎尾辨匡君ヲ議長ニ於テ選定セリ

同月六日委員篠原義政君辭任ニ付其ノ補

トシテ庄司一郎君ヲ議長ニ於テ選定セリ

三月四日司法保護事業法案(政府提出)

同月七日非訟事件手續法中改正法律案(政府提出、貴族院送付)ノ審査ヲ本委員ニ付

出席政府委員左ノ如シ

外務政務次官 清水留三郎君

司法政務次官 倉元 要一君

司法省民事局長 大森 洪太君

司法書記官 森山武市郎君

委員長ノ許可ヲ得テ出席シタル者左ノ如

シ

外務事務官 牛場 信彦君

御尋ヲシテ置キタイト思フノデアリマスル

滿洲國ニ於ケル領事官ノ裁判ノ廢止ニ關ス

ル法律案ニ付テ質疑ヲ續行致シマス——中

○牧野委員長 只今ヨリ會議ヲ開キマス、  
貴族院送付)滿洲國ニ於ケル領事官ノ裁判ノ廢止ニ關ス  
ガ、滿洲國ガ出來マシテカラ、日本トノ間ニ  
ニ於キマシテ、日滿一體トナツテ滿洲國ガ

付託議案(審査終了ノモノヲ除ク)  
 滿洲國ニ於ケル領事官ノ裁判ノ廢止ニ關スル法律案(政府提出、貴族院送付)  
 借地借家臨時處理法中改正法律案(政府提出、貴族院送付)  
 (政府提出、貴族院送付)  
 司法書士法中改正法律案(鹽川正藏君外一名提出)  
 司法書士法中改正法律案(中山福建築士法二名提出)  
 出行政書士法案(中山福藏君外七名提出)  
 公證人法中改正法律案(政府提出、貴族院送付)  
 司法保護事業法案(政府提出、非訟事件手續法中改正法律案(政府提出、貴族院送付))

テモ、今回ノ法律案ニ依ツテ廢止セラレマ  
シテ、完全ニ滿洲國ノ司法權ト云フヤウナ  
モノハ獨立ヲ致シテ參ツタノデアリマス  
ガ、私共ノ此ノ際御尋致シテ置キタイノハ、  
日本トノ關係ハ斯ノ如ク解決セラレタノデ  
アリマスガ、滿洲國ト第三國トノ治外法權  
ノ問題ハ今日如何様ニナツテ居リマスカ、  
私共ハ色々ノ文書ニ依リマシテ或點マデハ  
理解ヲ致シテ居リマスルガ、此ノ際政府當局  
ノ方ヨリ第三國ト滿洲國トノ治外法權ガ如

何ニナツテ居リマスルカ、御説明ヲ願ヒタ  
イト思フノデアリマシテ、特ニ第二國トシ  
テモ滿洲國ト貿易其他ニ於テノ修好關係ヲ  
未ダ全然締結シテ居ラナイ國ニ付キマシテ  
ハ、是ハ又別ニ御説明ヲ承ルコトニ致シマ  
シテ、今日滿洲國トノ間ニ貿易關係或ハ其  
ノ他ノ修好通商條約ト云フヤウナモノヲ結

ト認メテレル國々、即チ滿洲國ト獨逸トノ間、更ニ滿洲國ト伊太利トノ間、西班牙ノ、  
マスルガ、滿洲國ノ獨立ヲ承認致シテ居ル「フランコ」政權トノ間ニ於キマシテモ、亦  
滿洲國ヲ承認致シテ居ルト云フヤウナコトモ聞イテ居ルノアリマスルガ、此ノ關係、  
更ニ中米ノ「サルバドル」共和國、更ニ「ボーランド」政府、更ニ瑞典、是等ノ國ハ何等  
カノ形ニ於キマシテ滿洲國トノ間ニ修好條約或ハ承認ノ意思ヲ發表致シテ居ルヤウ  
ニ聞イテ居ルノデアリマスルガ、貿易通商ト云フ方面ニ於キマシテ條約ガ締結ヲセラ  
レテ居ルト云フコトガ、直チニ治外法權ヲ撤廢致シタコトニハナラスト思フノデアリ  
マシテ、ソコニハ中華民國時代以來ノ色々ト思ヒマスルノデ、其ノ間ニ付キマシテノ  
ノ外交上ノ關係ヲ持ツテ居ル國ナドモアルトヨリマスルガ、獨逸、伊太利、  
滿洲國トノ間ハドウナツテ居リマスルカ、  
一ツ順次御説明ヲ願ヒタイト思フノデアリ  
マス

致シマシタ、治外法權ノ撤廢ハ日本國ト満洲國トノ條約ニ依ツテ決定シタモノデアリマスカラ、第三國ハ此ノ條約ノ關係ハナイノデアリマス、併シ獨逸ニ於キマシテハ同様ナ規定ガアリマスシ、伊太利、西班牙、其ノ他ノ國ニ於キマシテモ或ハ條約ニ於規定シテ居ルノモアリマスルシ、或ハ規定シテナイノモアリマス併シ大體ニ於テ是等ノ國ニ於テハ日本ガ治外法權ヲ撤廢致シマシタノデ、新シイ條約ニ於テハ治外法權撤廢ノ規定ヲ作ツテ居ルノデアリマス、條約ヲ結ンデ居ラザル國ニ於キマシテモ、治外法權撤廢同様ノコトヲ行ツテ居リマス、唯問題ニナリマスノハ、滿洲國ヲ承認シテ居ラザル關係ノ國デアリマス、滿洲國ト致シマシテハ、滿洲國ヲ承認シテ居ラナイ國ハ滿洲國ニ對シテ居ルノデアリマス、國際法ノ概念ト致シテ治外法權ヲ主張スル權限ガナイト解釋シマシテモ、治外法權ト云フモノハ新國家ガ成立シタ場合ニ於キマシテ、特別ノ約束ガナケレバ舊國家ノ義務ヲ其ノ儘繼承スルト云フ解釋ハ持ツテ居ラナイノデアリマス、併シ實際ニ問題ト致シマスルト中々機微ナ關係ガアルノデアリマス、其ノ取扱ハ日本人ト第三國人ト同様ノ取扱方針デ今日滿洲國ハ參ツテ居ルノデアリマス、治外法權ノ撤

廢ニ付キマシテハ一回ニ亘ツテ實行セラレ  
タノデアリマス、第一回ハ昭和十一年六月、  
日本人ガ課稅ニ服スル其ノ範圍内ニ於テ第  
三國人ニモ課稅シタノデアリマシテ、日本  
人ト同ジ待遇ヲ受クルト云フ建前デアリマ  
シタカラ、別ニ第三國ノ人モ反對致シマセ  
ヌ、今日ハ圓滿ニ行ハレテ居ルノデアリマ  
ス、第二回ハ昭和十二年ノ十一月ノ條約ニ  
依リマシテ、所謂此ノ裁判權ノ撤廢ヲ行ツ  
タノデアリマス、此ノ問題ニ付キマシテモ  
今マデ何等ノ故障ノ起ツタト云フコトハ聞  
カナイノデアリマス、尙ホ條文其ノ他ノ問  
題ニ付キマシテハ說明員ヨリ更ニ御說明ヲ  
申上げマス

ル事項、租税及ヒ課金ノ徵收並ニ財產ニ關スル事項等ニ付キマシテ、滿洲國ノ法令ニ從フコトヲ約シテ居ル譯デアリマス、現在實ニ於テ日本人ト同ジヤウニ稅金ヲ納メテ居ル譯デアリマス、刑事案件ハマダ今マデノ所問題ニナツタコトハゴザイマセヌ、ソレカラ「ボーランド」トノ間ニ於キマシテハ、滿洲國「ボーランド」間ニヤハリ千九百三十八年十月十九日付ヲ以チマシテ公文ヲ交換致シマシテ、是ハ正式ノ承認ト云フ譯デハゴザリマセヌガ、領事館ノ法律上ノ地位ハ正常化問題ニ關スル交換公文ト云フモノヲ致シマシテ、領事館ノ關係竝ニ通商關係ニ付キマシシテオ互ニ協定シタノデゴザイマスガ、「ボーランド」國ハ元來支那ニ於テ治外法權ヲ持ツテ居リマセヌゾデ、當然滿洲國ニ對シテ治外法權ヲ持ツテ居ラヌノデアリマス、ソレカラ「フランコ」政權、洪牙利竝ニ「サルバドル」トノ間ニ於キマシテハ、マダ何等サウ云フヤウナ取決メハ致シテ居リマセヌ、唯承認シタト云フ通告ダケラシテ居ル譯デアリマス、併シナガラ實際ノ取扱ト致シマシテハ、只今政務次官ガ仰シヤイマシタ通り、滿洲國トシテハ治外法權ハナイモノト云フ建前デヤツテ居ル譯デアリマス



護處分ノ全國普遍化ヲ圖リ、以テ再犯防遏施設ノ整備ヲ圖リタイト考ヘテ居リマスガ、國家財政ノ現状ニ鑑ミマシテ、取敢ヘズ民間ニ於ケル司法保護事業ノ整備擴充ヲ圖ルベク、本法案ヲ提出スルニ至リマシタ次第デアリマス、即チ本法案ノ目的ト致シマス所ハ、刑政ノ目的ノ達成ニ必要ナル司法保護ノ充實ヲ圖リマスル爲ニ、民間ノ司法保護事業ヲ助成、監督指導シテ、其ノ機能ヲ伸張セシメマスルト共ニ、司法保護委員制度ノ實施ニ依ツテ、更ニ之ヲ補強シヨウトスルモノデアリマス。

司法保護事業ニ對シマシテハ、從來政府

ニ於キマシテモ、其ノ重要性ニ鑑ミマシテ之ヲ助長スルコトニ付キ考慮シ、成績優良ナルモノニ對シテハ、特ハ獎勵金ヲ交付シテ是ガ發達ヲ圖ツテ來タノデアリマスガ、之ガ助成監督ノ途ハ未ダ制度トシテ確立セラルニ至ラナカツタノデアリマス、仍テ本法案ニ於キマシテハ、事業ノ範圍内容ヲ明示シ、之ニ對シ政府ハ獎勵金ヲ交付シ得ルコトト爲シ又地方稅ノ免除ニ關スル規定ヲ設ケテ、助成ノ方法ヲ法制上確立スルコトニ致シタノデアリマス

ノ設立ニ付キ認可制ヲ採リ、監督上必要ア

ル場合ニ於テハ事業ニ關スル報告ヲ徵シ、

實況ヲ調査シ、又事業ノ經營ニ關シ指示ヲ

イ寄附金募集ニ關シテハ、許可制ヲ厲行ス

ルコトトシ、必要ナル罰則ヲモ規定致シタ

ノデアリマス、尙ホ此ノ指導監督ニ付キ協

力セシムベキ機關トシテ、司法保護事業委員會ヲ設置スルコトニ致シマシタ

斯ノ如キ助成及ビ指導監督ノ方途ニ依リ

マシテ、民間ニ於ケル司法保護事業ノ機構

ノ整備ト、其ノ機能ノ充實トヲ期待セント

スルモノデアリマスガ、併シナガラ司法保

護ノ對象トセラレバキ者ノ數ハ極メテ多數

デアリマシテ、民間ノ保護事業經營者ノミ

ヲ以テシテハ、其ノ全部ニ對スル保護ヲ盡

シ得ナイ實情ニアリマスルノミナラズ、是

等多數ノ要保護者ノ中ニハ、其ノ性行、境

遇等ニ照シ、民間ノ司法保護事業經營者ト

異ナル所ノ民間有識者ノ輔導援護ニ依ツ

テ、之ヲ更生セシメルコトヲ適當トスル者

モ多數存スルノデアリマス、仍テ本法案ニ

於キマシテハ、新ニ司法保護委員制度ヲ創

設シ、民間ノ適當ナル者ニ司法保護委員ヲ

嘱託シテ保護活動ヲ爲サシムルコトトシ、

民間ノ司法保護事業ノ擴充強化ト相俟ツテ、

保護ノ機能ヲ助長スルコトト致シタノデア

リマス

○牧野委員長 尚ホ詳細ナコトハ御質問ニ應ジマシテ、

尙ホ詳細ナコトハ御質問ニ應ジマシテ、

政府委員カラ說明致サセマスガ、何卒十分

ニ御審査下サレ、此ノ法案ノ通過ニ御盡力

アランコトヲ切望致シマス

○牧野委員長 御諮ヲ致シマス、只今ノ政

府委員ノ御説明ニ付テ、尙ホ法案ヲ調査致

シテ、質問等ハ次會ヨリ續行致シタイト思

ヒマス、御異議アリマセヌカ

○牧野委員長 然ラバ是ハ次會ヨリ續行致

スコトニ致シマス

○倉元政府委員 非訟事件手續法中改正

法律案ニ付テ提案ノ理由ヲ御説明申上ゲマス、

本改正ノ趣旨ニ付キマシテハ、本會議ノ際

キ簡單ニ其ノ概要ヲ申述ベタノデアリマス

ルガ、去ル第七十三回帝國議會ニ於テ御協

定ヲ經マシタ商法中改正法律、商法中改正

法律施行法及ビ有限會社法ノ三法律ハ、既

ニ必要缺クベカラザル規定ヲ新設シ、之

ニ關聯シテ舊規定ヲ改ヌマルト共ニ、過

料ノ裁判等ニ付二三ノ改正ヲ附加シタモノ

デアリマシテ、其ノ改正ノ主ナル點ヲ擧ゲ

マスト、一、株式會社ノ整理ニ關スル手續

規定四十餘箇條ヲ、新設致シマシタコト、

二、會社ノ清算ニ關スル手續規定ヲ整備シ

新規ノ條文十數箇條ヲ加ヘマシタコト、三  
社債及ビ社債權者集會ニ關スル手續規定約  
改正商法ニ於テ新ニ認メラレマシタ非訟事  
件ニ付キ其ノ必要ナル手續ヲ定メマシタコ  
ト、五、產業登記ニ付キマシテハ有限會社  
ノ登記ニ關スル規定十箇條ヲ新設致シマシ  
タ外、會社繼續ノ登記、職務代行者ノ登記、  
株式又ハ社債ノ轉換ニ因ル登記等ニ關スル新  
シイ規定ヲ加ヘマシタコト、六、過料事件  
ノ管轄ニ關スル規定ヲ改メ、廣ク一般ノ過  
料事件ニモ當然適用サレルヤウニ致シマシ  
タコト、七、過料ノ裁判ニ付キ略式ノ手續  
ヲ認メマシタコト等デアリマス  
尙ホ詳細ノ事ハ御質問ニ應ジ政府委員ヨ  
リ御説明申上ゲサセマスルガ、何卒十分ニ  
御審査下サレ、此ノ法案ノ通過ニ御盡力ア  
ランゴトヲ切望致ス次第デアリマス

○牧野委員長 御諮詢致シマス、非訟事件  
手續法中改正法律案ハ頗ル浩瀚ニ瓦ツテ居  
リマス、仍テ此ノ法案ニ付テモ質問ハ次ノ  
機會ニ致シタイト思ヒマス、御異議アリマ  
セヌカ

〔「異議ナシ」ト呼フ者アリ〕

○牧野委員長 ソレデハ左様ニ致シマス  
○一松委員 一寸議事進行ニ關シマシテ希

望ダケヲ委員長ニ申上ゲテ置キタイトと思ヒ  
マス、委員長ノ熱心ナル審議御整理ノ結果  
著々本委員會ニ付託セラレマシタ法案ガ委  
員會ヲ通過致シマスルコトハ、私共委員ト致  
シマシテ洵ニ感激ニ堪ヘナイコトデアリマ  
スガ、唯私ノ少シク遺憾ニ思ヒマスル點  
ハ、議員提出ノ法律案ガ全ク膠著致シテ居  
ルヤウナ狀況ニアリマスノデ、ドウカ會期  
モ剩ス所僅ニナツタノデアリマスルカラ、  
政府御提出ノ法案ト並行致シマシテ、成ベ  
ク議員提出ノ法律案ニモ一層審議ノ御進捗  
ヲ圖ラレンコトヲ特ニ御願ラシテ置キマス  
○牧野委員長 一松君ノ御希望ニ付キマシ  
テハ諒承致シマシタ、就キマシテハ成ベク  
次會ヨリ竝行致シタイト考ヘマス

○椎尾委員 資料デ一寸、司法保護ノ方デ  
此處ニ出マシタモノヲ私マダ見テ居リマセ  
ヌガ、ハツキリシテ居ラヌヤウデアリマス  
カラ、從來私設ノ司法保護事業ノ團體ノ各  
地ノ分布及ビ其ノ年額ノ經費ノ大體ニ付テ  
ノ資料ヲ戴キタイ

○倉元政府委員 御要求ノ資料ニ付キマシ  
テハ、調査ノ上直チニ提出致スコトニ致シ  
マス

昭和十四年三月八日印刷

昭和十四年三月九日發行

家議院事務局

印刷者 内閣印刷局